

別紙
国自技第134号
平成16年11月9日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の
一部改正について

海上コンテナを輸送する連結車両に関する自動車検査証の記載の方法及び最大積載量100kg未満の貨物自動車（被けん引軽自動車に限る。）の取扱いを明確にし、また、車体の形状を追加するため、実施要領を別紙のとおり改正することとしたので了知されたい。